

平成27年3月

事業主各位

北海道労働局長登録教習機関
(公社)北海道労働基準協会連合会
(受付窓口)札幌労働基準協会

安全衛生推進者
衛生推進者 養成講習の実施について

労働安全衛生法(第12条の2)では、別記1の事業場においては安全衛生推進者を、別記2の事業場においては衛生推進者をそれぞれ選任しなければならないこととなっております。

つきましては、標記講習を下記により実施いたしますので関係者多数が受講されますようご案内申し上げます。

別記1 安全衛生推進者の選任が必要な事業場

◎林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・機器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・機器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場、自動車整備業及び機械修理業で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場

別記2 衛生推進者の選任が必要な事業場

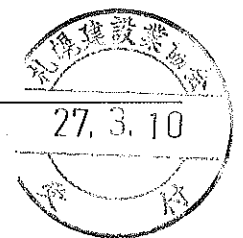
◎ 上記別記1以外の業種の事業場で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場

記

安全衛生推進者養成講習(2日間)	衛生推進者養成講習(1日間)
日時 平成27年5月19日(火) 8時50分～17時10分	平成27年5月19日(水) 8時50分～17時10分
平成27年5月20日(水) 8時50分～12時	
受講料 9,800円・テキスト代 1,296円	6,500円・テキスト代 1,296円

場 所 北海道トラック総合研修センター 札幌市中央区南9条西1丁目(駐車場なし)

(地下鉄南北線中島公園駅下車、徒歩約3分)、



ご参加ください

申込方法

- ① 別紙受講申込書に受講料・テキスト代及び写真（最近6ヶ月以内に撮影した上半身無帽の証明写真2枚《(タテ 30ミリ・ヨコ 24ミリ)（インスタカメラ、ポラロイド、デジタル写真不可）写真の裏面に氏名記入し、1枚貼付け、1枚申込書裏面にテープどめ》を添え（受付窓口）札幌労働基準協会（(公社)北海道労働基準協会連合会札幌支部）060-0807札幌市北区北7条西2丁目37山京ビル2F(電話 757-0340, FAX 757-1803)までお申込ください。
- 受講料は当協会へ、持参して戴くか、銀行振込(北洋銀行北七条支店 普通預金口座(3947948) 口座名 北海道労働基準協会連合会札幌支部)又は、現金書留を利用下さい。
- 受講申込書と受講料入金確認後、受講票を、送付します。

- ② 申込受付27年4月1日(水)から開始し定員(100名)に達し次第締切ります。

注意事項

- ① 安全衛生推進者及び衛生推進者の選任は、事業の種類によって異なりますので、前記別記1・別記2を参照下さい。
- ② 受講申込書(修了証台帳)の受講名で不用な文字は抹消して下さい。
- ③ 講習会場に駐車場ありませんのでご留意下さい。
- ④ 受講当日欠席の場合は、受講料は返金いたしませんのでお含み下さい。

----- 切 ----- 取 ----- 線 -----

〈別紙〉

安全衛生推進者・衛生推進者

受講申込書

ふりがな		男		S		
氏名		女	生年月日	年	月	日
本籍地	(都道府県のみ)					
現住所	〒 電話					
勤務先	所在地	〒				
	名称	電話				

横24ミリ
縦30ミリ
写真は1枚
ここに糊付け

平成 年 月 日

(公社) 北海道労働基準協会連合会長 殿

受講番号

号

自由研削用といしの取替え等の業務の特別教育の実施について

札幌労働基準協会

労働安全衛生法第59条第3項（労働安全衛生規則第36条第1号）では、「研削といしの取替え又は取替時の試運転の業務」に従事させる労働者に対し、特別教育を実施しなければならないと定められています。

このたび事業者の委託を受け、当該特別教育規程に基づく法定の特別教育を実施いたします。

なお、自由研削用研削盤の種類は、おおむね次の通りです。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ① 携帯用グラインダ | ③ スインググラインダ |
| ホータブルグラインダ・パーチャルグラインダ・デイ | ④ ワゴンライナ |
| スクグラインダ・ハンドグラインダ・アングルグラインダ | ⑤ 切断機 |
| ② 卓上（床上）用グラインダ（両頭グラインダ） | ⑥ その他 |

（木工機械等に研削といしを取り付けて使用するもの）

1 日 時 平成27年5月22日（金）（8時50分～16時10分）

2 場 所 北海道トラック総合研修センター
札幌市中央区南9条西1丁目（駐車場なし）
（地下鉄南北線中島公園駅下車、徒歩約3分）

3 受講料

	受講料	テキスト代	合計（税込）
会員	7,560円	1,188円	8,748円
一般	9,720円	1,188円	10,908円

（会員：札幌労働基準協会会員）

4 法定講習科目・時間数

(1) 学科教育

- ・自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識 2時間
- ・自由研削用といしの取付方法及び試運転の方法に関する知識 1時間
- ・関係法令 1時間

(2) 実技教育

- ・自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法 2時間

5 修了証 教育終了時に特別教育修了証を交付いたします。

裏面もご覧下さい

6 申込み方法

下記の「委託申込書」に受講料およびテキスト代を添えて申込み下さい。

・申込先 札幌労働基準協会

〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目 37山京ビル2F

電話 757-0340 FAX757-1803

・受講料・テキスト代は、申込先へ（持参又は現金書留）していただくか、次の口座をご利用ください。

（北洋銀行北七条支店普通預金口座 930447（札幌労働基準協会））

・委託申込書と受講料の入金を確認後、受講票を送付します。

6 定員等

申込開始 4月1日より 定数(60名)達し次第締切ります。

7 その他

(1) 受講の際は受講票及び筆記具を必ず持参して下さい。

(2) 受講当日欠席の場合、受講料は返金いたしませんのでご了承下さい。

----- 切 取 線 -----

（自由研削用といしの取替え等の業務）特別教育(学科・実技)実施委託申込書

※	ふりがな 氏 名	生年月日	住 所
		S . H	〒
		S . H	〒
勤務先名称	(電話 ー)		

前記の者に対し、労働安全衛生法第59条第3項による「自由研削用といしの取替え等の業務」について特別教育(学科・実技)の実施を委託いたします。

会員・非会 員の別	どちらかに ○印して下さい
--------------	------------------

札幌労働基準協会長 殿

平成 年 月 日
□□□-□□□□

事業場所在地. 名称

事業主 氏名印



玉掛け業務従事者(有資格者)の安全衛生教育(再教育)(ご案内)

札幌労働基準協会

労働安全衛生法(第60条の2第2項)では、玉掛け業務従事者の方々に対しては、定期的に(概ね5年ごと)安全衛生教育(再教育)を行うよう努めなければならないと定められています。

このたび厚生労働省のカリキュラムに基づき標記講習会を開催いたします。

1 受講対象 玉掛け業務従事者(修了書を取得して概ね5年を経過している者)

2 日時 平成27年5月28日(木) 8:50~15:10

3 場所 北海道トラック総合研修センター(駐車場なし)
札幌市中央区南9条西1丁目1-10 (Tel011-531-2215)
(地下鉄南北線 中島公園駅下車 徒歩3分)

4 受講料

	受講料	テキスト代	合計(税込)
一般	9,720円	1,543円	11,263円
会員	7,560円	1,543円	9,103円

(会員:札幌労働基準協会会員)

5 講習科目

	科目	概要	時間
学科	1 最近の玉掛用具等の特徴	(1)玉掛用具等の構造上の特徴 (2)クレーン等の安全装置の特徴	1時間
	2 玉掛用具等の取扱いと保守管理	(1)玉掛作業の安全 (2)玉掛用具等の点検・整備	2.5時間
	3 災害事例及び関係法令	(1)災害事例とその防止対策 (2)労働安全衛生法令のうち玉掛けに関する条項	1.5時間

6 申込方法

(1) 受講申込書に玉掛け技能講習終了証のコピーを添付し、受講料・テキスト代をそえて、お申込み(FAX可)してください。

裏面へ

(申込先) 札幌労働基準協会

〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目 37 山京ビル 2F

Tel011-757-0340 FAX011-757-1803 HP: <http://s:rouki.jp/>

(2) 受講料・テキスト代は、申込先へ(持参または現金書留)していただくか、次の口座をご利用ください。

(北洋銀行北七条支店 普通 930447 口座名 札幌労働基準協会)

(3) 受講申込書と受講料の入金を確認後、受講票を送付します。

7 その他

(1) 受講当日欠席の場合は、受講料を返金いたしませんのでご了承ください。

(2) 講習会場には駐車場がありませんので特にご留意ねがいます。

玉掛け業務従事者安全衛生教育受講申込書

※受講番号 番

氏名 (フリガナ)	
生 年 月 日	S・H 年 月 日生
現 住 所	〒
修了証発行先	
修了証発行年月日	昭和 年 月 日 平成
修了証番号	第 号

(受講者2名以上の場合は申込書をコピー願います)

平成 年 月 日

会員・非会員 印して下さい

事業場名

□□□-□□□□

所在地

電話番号

札幌労働基準協会長 殿

(FAX011-757-1803)